

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）

- 1 児童福祉法第 16 条第 4 項の児童委員に対する指揮監督に係る事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 2 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に係る事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 3 化製場等に関する法律第 2 条第 2 項ただし書の死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却又は焼却の許可等に係る事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 4 化製場等に関する法律施行条例第 9 条第 1 項の停止又は廃止の届出の受理等に係る事務は、中核市に移行する盛岡市が独自に条例を制定することにより、盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 5 民生委員法第 17 条第 1 項の民生委員に対する指揮監督に係る事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 6 児童福祉法に基づく一定の児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 7 母子及び寡婦福祉法に基づく貸付金に係る申請書等の受理等に関する事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、別表第 1 から削除するとともに、当該事務を盛岡市を除く市町村が管理し、執行する事務とするため、別表第 2 に追加することとした。（別表第 1、別表第 2 関係）
- 8 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 9 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 10 医師法及び医師法施行令に基づく医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 11 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 12 保健師助産師看護師法第 33 条の届出の受理に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 14 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 15 医療法第 7 条第 2 項の病院に係る病床の種別等の変更の許可等に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 16 クリーニング業法及びクリーニング業法施行令に基づくクリーニング師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第 2 関係）
- 17 毒物及び劇物取締法第 22 条第 1 項から第 3 項までの業務上取扱者の届出等の受理等に係る事務を、盛岡市が処理することと

- するため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 18 診療放射線技師法第28条第2項の照射録の提出の命令又は検査に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 19 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 20 土地区画整理法第76条第1項の土地の形質の変更、建築物の新築及び物件の設置等の許可等に係る事務について、盛岡市が特例市から中核市に移行することに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2関係)
  - 21 歯科技工士法及び歯科技工士法施行令に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 22 臨床検査技師等に関する法律及び臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 23 調理師法及び調理師法施行令に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 24 薬事法施行令第49条第1項第1号の規定により卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる薬事法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理等に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 25 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 26 理学療法士及び作業療法士法及び理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 27 製菓衛生師法及び製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 28 視能訓練士法及び視能訓練士法施行令に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理等に関する事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 29 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の動物取扱業の登録等に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 30 看護師等の人材確保の促進に関する法律第8条の病院等の開設者等に対する指導及び助言に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 31 医療法施行令第4条第1項の病院の開設者に係る変更の届出の受理等に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 32 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務は、中核市に移行する盛岡市が管理し、執行する事務となるため、盛岡市を除くこととした。(別表第2関係)
  - 33 死体解剖保存法施行令に基づく申請書等の受理に関する事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 34 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第5項の登録証の交付等に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 35 公衆浴場法施行条例第5条第2項の水質検査の届出の受理に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 36 旅館業法施行条例第5条第2項の水質検査の届出の受理に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
  - 37 循環型地域社会の形成に関する条例第21条第4項の対象建設工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等(分別解体を除

く。)の届出の受理等に係る事務は、盛岡市の中核市への移行に伴い、盛岡市が管理し、執行する事務となるため、盛岡市を除くこととした。(別表第2関係)

38 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去に係る事務を、新たに盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

39 動物の愛護及び管理に関する条例第11条の勧告等に係る事務を、盛岡市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

40 その他所要の整備をすることとした。(別表第1、別表第2関係)

41 施行期日等

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(条例第69号)

1 一般公衆浴場等の定義を定めることとした。(第1条の2関係)

2 公衆浴場の配置の基準の対象を一般公衆浴場に限定することとした。(第2条関係)

3 その他の公衆浴場について、浴場業を営む者が講じなければならない衛生及び風紀に必要な措置の基準について適用しないことができる範囲を拡大することとした。(第3条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎浄化槽法施行条例の一部を改正する条例(条例第70号)

1 浄化槽の撤去等の届出の対象となる区域から盛岡市の区域を除くこととした。(第1条の2関係)

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例(条例第71号)

1 廃棄物等の不適正処理防止についての努力義務等に係る土地から盛岡市の区域にある土地を除くこととした。(第6条の2関係)

2 盛岡市条例に違反する場合等を許可の取消し等の基準として付加することとした。(第19条関係)

3 盛岡市の区域について、適用を除外する規定を定めることとした。(第32条の2関係)

4 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例(条例第72号)

1 岩手県盛岡保健所の名称を岩手県県央保健所とするとともに、その所管区域から盛岡市を除くこととした。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎社会福祉研修所条例を廃止する条例(条例第73号)

1 社会福祉研修所条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎ひとにやさしいまちづくり条例(条例第74号)

1 すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を促進し、もって県民福祉の増進に資するという目的について定めることとした。(第1条関係)

2 定義について定めることとした。(第2条関係)

- 3 県の責務について定めることとした。(第3条関係)
- 4 市町村の役割について定めることとした。(第4条関係)
- 5 事業者の責務について定めることとした。(第5条関係)
- 6 県民等の責務について定めることとした。(第6条関係)
- 7 総合的推進について定めることとした。(第7条関係)
- 8 施策の基本方針について定めることとした。(第8条関係)
- 9 推進指針の策定について定めることとした。(第9条関係)
- 10 事業者及び県民の自主的な取組の促進について定めることとした。(第10条関係)
- 11 教育の充実等について定めることとした。(第11条関係)
- 12 情報の提供等について定めることとした。(第12条関係)
- 13 人材の育成について定めることとした。(第13条関係)
- 14 ボランティア活動の促進について定めることとした。(第14条関係)
- 15 調査及び研究について定めることとした。(第15条関係)
- 16 財政上の措置について定めることとした。(第16条関係)
- 17 公共的施設整備基準等について定めることとした。(第17条関係)
- 18 公共的施設整備基準への適合について定めることとした。(第18条関係)
- 19 公共的施設整備基準に適合している部分の機能の維持保全について定めることとした。(第19条関係)
- 20 意見聴取について定めることとした。(第20条関係)
- 21 特定公共的施設の新築等の協議について定めることとした。(第21条関係)
- 22 指導、助言等について定めることとした。(第22条関係)
- 23 工事完了の届出について定めることとした。(第23条関係)
- 24 完了検査について定めることとした。(第24条関係)
- 25 勧告について定めることとした。(第25条関係)
- 26 公表について定めることとした。(第26条関係)
- 27 適合状況の把握等について定めることとした。(第27条関係)
- 28 立入調査等について定めることとした。(第28条関係)
- 29 適合証の交付及び公表について定めることとした。(第29条関係)
- 30 公共車両等に係る措置について定めることとした。(第30条関係)
- 31 公共工作物に係る措置について定めることとした。(第31条関係)
- 32 住宅に係る措置について定めることとした。(第32条関係)
- 33 特別特定建築物に追加する特定建築物について定めることとした。(第33条関係)
- 34 特別特定建築物の規模について定めることとした。(第34条関係)
- 35 岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の設置等について定めることとした。(第35条～第40条関係)
- 36 国等に関する特例について定めることとした。(第41条関係)
- 37 市町村の条例との関係について定めることとした。(第42条関係)
- 38 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第43条関係)
- 39 施行期日等

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。ただし、17から34まで、36、37及び39(2)(附則第2項関係を除く。)は、同年7月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 経過措置について定めることとした。(附則第2項～附則第7項関係)

◎特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(条例第75号)

- 1 この条例は、特定大規模集客施設の立地及び当該特定大規模集客施設に係る事業活動が都市及びその周辺の地域の土地利用形態、社会資本の整備及び地域社会の発展に大きな影響を与えるものであることにかんがみ、広域的な見地による特定大規模集客施設の適切な地域への立地の誘導及び当該特定大規模集客施設の設置者等が行う地域貢献活動の計画の提出等に関して必要な事項を定めることにより、持続可能なまちづくりに寄与し、もって現在及び将来の県民の快適な生活の確保に資することを目的とした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 県の責務について定めることとした。(第3条関係)
- 4 特定大規模集客施設立地誘導指針の策定等について定めることとした。(第4条関係)
- 5 特定大規模集客施設の新設の届出について定めることとした。(第5条関係)
- 6 特定大規模集客施設の新設に係る届出事項の変更等について定めることとした。(第6条関係)
- 7 準隣接市町村について定めることとした。(第7条関係)
- 8 説明会の開催について定めることとした。(第8条関係)
- 9 関係市町村の長及び住民等の意見について定めることとした。(第9条関係)
- 10 知事の意見について定めることとした。(第10条関係)
- 11 勧告及び公表について定めることとした。(第11条関係)
- 12 工事着手の制限について定めることとした。(第12条関係)
- 13 地域貢献活動計画の提出及び公表等について定めることとした。(第13条、第14条関係)
- 14 地域貢献活動の実施状況の報告及び公表等について定めることとした。(第15条関係)
- 15 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会の設置等について定めることとした。(第16条～第21条関係)
- 16 報告の徴収等について定めることとした。(第22条、第23条関係)
- 17 罰則について定めることとした。(第24条、第25条関係)
- 18 施行期日等

(1) この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。ただし、1から4まで及び15は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 経過措置について定めることとした。(附則第2項～附則第13項関係)

(3) 検討条項について定めることとした。(附則第14項関係)

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第76号)

- 1 屋外広告業の登録の申請の対象となる区域から盛岡市の区域を除くこととした。(第18条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第77号)

- 1 貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第4関係)
- 2 施行期日  
この条例は、平成19年12月19日から施行することとした。(附則関係)

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例(条例第78号)

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って同法第20条の規定により定められた施設を同法第9条第1項の同意基本計画において定められた集積区域内に設置した事業者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるという趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 県税の課税免除について定めることとした。(第2条関係)
- 3 課税免除の申請手続について定めることとした。(第3条関係)
- 4 課税免除の決定及び通知について定めることとした。(第4条関係)

5 他の条例との関係について定めることとした。(第5条関係)

6 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第2項～附則第5項関係)

ア 過疎地域における県税の課税免除に関する条例

イ 農村地域における県税の課税免除に関する条例

ウ 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例

エ 特定区域における産業の活性化に関する条例

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第79号)

1 岩手県立住田病院を岩手県立大船渡病院の附属診療所とすることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第80号)

1 電気事業における総最大出力を145,130キロワットから145,730キロワットに、発電施設である胆沢第二発電所の最大出力を6,200キロワットから6,800キロワットに改めることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第81号)

1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。(第1条～第11条関係)

(1) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

(2) 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例

(3) 看護職員修学資金貸付条例

(4) 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例

(5) 青少年のための環境浄化に関する条例

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(7) 職員の修学部分休業に関する条例

(8) 認定こども園の認定の基準を定める条例

(9) 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(10) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例

(11) 職員の自己啓発等休業に関する条例

2 施行期日

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行することとした。(附則関係)